

子育てのために男性社員も休暇を取得できる **育児目的休暇制度**を活用しましょう！

<育児目的休暇とは>

配偶者の出産支援や小学校就学の始期に達するまでの子どもの育児のために、「年次有給休暇」とは別に取得することができる休暇制度です。

こんな場合に活用するのがオススメです！

- ・ 妻の出産前の入院準備を手伝うとき
- ・ 妻の出産に伴って育児が必要になったとき
- ・ 子どもの急な発熱のためにお出迎えをすることになったとき
- ・ 入園式や卒園式といった行事に参加するとき



<取得要件について>

- ・ 1年間につき**〇日まで**取得可能です。(1日単位の取得もOK！)
- ・ 育児目的休暇中の賃金は**有(無)給**とします。

<手続きについて>

- ・ 申し出は、事前に所定の様式により必要事項を記入の上行ってください。緊急の場合は電話等による連絡でも可能です。
- ・ 要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません

⇒詳しい手続き方法は人事課人事係までお問い合わせください。

〈参考情報〉 育児目的休暇の他にも、男性にも使える

育児・介護休業法に定められた両立支援制度が複数あります

- | | |
|------------|------------|
| ● 育児休業 | ● 時間外労働の制限 |
| ● 短時間勤務制度 | ● 深夜業の制限 |
| ● 子の看護休暇制度 | ● 所定外労働の免除 |

※詳しくは、人事課人事係までお問合せください